

やまぐちプラごみ削減取組店登録制度実施要領

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

(目的)

第1条 プラスチックごみを削減するための取組を実践する山口県内の事業所を「やまぐちプラごみ削減取組店」(以下「取組店」という。)として登録し、その取組を事業者、消費者等に広く紹介することにより、プラスチックごみの削減に向けた県民運動を展開する。

(登録の要件)

第2条 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会(以下「協議会」という。)は、別記「取組指針」に掲げる取組項目のうち、1項目以上を実践する山口県内に所在する事業所を、取組店として登録するものとする。

(登録手続)

第3条 登録を希望する事業者は、「やまぐちプラごみ削減取組店」登録申込書(様式1)(以下「申込書」という。)を協議会に提出するものとする。

2 協議会は、申込書の内容を審査し、適当と認めたときはこれを登録し、登録名簿及び県ホームページ(以下「登録名簿等」という。)に登載するとともに、事業者にやまぐちプラごみ削減取組店登録票(様式2)(以下「登録票」という。)及び啓発資材を交付するものとする。

(取組店の責務)

第4条 取組店は、登録票に記載された取組を実践し、プラスチックごみの削減に努めるものとする。

2 取組店は、交付された登録票を事業所の見やすい場所に掲示するとともに、啓発資材を活用し、前項の取組についてPRし、周知を図るものとする。

3 取組店は、県が実施する取組状況の調査等に協力するものとする。

(変更の届出)

第5条 取組店は、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに協議会に届け出るものとする。この場合において、登録票の記載事項に変更が生じる場合にあっては、当該届出に登録票を添えるものとする。

2 協議会は、届出の内容を審査し、登録名簿等を修正するものとする。この場合において、登録票の記載事項に変更が生じる場合にあっては、併せて登録票を書換交付するものとする。

(廃止の届出)

第6条 取組店は、取組が困難になり、又は事業所を廃止する等の理由により、全ての取組を廃止したときは、登録票を添えて協議会に届け出なければならない。

2 協議会は、届出の内容を審査し、登録名簿等から削除するものとする。

(登録の抹消)

第7条 協議会は、取組店が第2条の登録の要件を満たさなくなり、又はこの制度の信用を失墜させるような行為を行った等の理由により、取組店として適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。

2 登録を抹消された取組店は、交付された登録票を協議会に返納しなければならない。

附 則
この要領は、令和4年7月12日から施行する。

別記

取 組 指 針

プラスチックごみ削減の実践の目安となる基本的な取組項目、取組例は、次のとおりとする。

取組項目	取組例
リデュース (発生抑制)	○プラスチック製スプーン・ストロー等の使用削減の呼びかけ ○レジ袋の使用削減・マイバッグ利用の呼びかけ ○会議でのペットボトルの使用削減 等
リユース (再使用)	○繰り返し使用できるリターナブル容器・包装資材の導入 ○プラスチックハンガーの再利用（クリーニング店等） 等
リサイクル (再資源化)	○食品トレイ・ペットボトルの回収 ○プラスチックごみの分別 ○再生プラスチック製品の利用・製造 等
リニューアブル (再生可能資源の活用)	○バイオプラスチック配合レジ袋の使用 ○プラスチック素材以外（紙製・生分解性・竹製等）のスプーン・ストロー等の製造・使用 ○生分解性プラスチックの開発・研究 等
その他	○その他プラスチック削減につながる取組